

## 令和6年度「学校生活全般における体罰の実態把握に関する調査」の結果について

### 1 調査の概要

#### (1) 調査目的

本調査は、神奈川県教育委員会が市町村立学校における体罰等の実態を把握し、緊急事案に対して適切な対応を講ずることで、児童・生徒が安全かつ安心して学校生活を送ることができるようにするとともに、各学校で体罰の根絶に向けた取組みをさらに進めることを目的として実施するものです。

本市におきましては、本調査を活用して本市教職員の体罰等に対する認識を深め、体罰等の根絶を図るために実施するものです。

#### (2) 調査主体 神奈川県教育委員会

#### (3) 実施主体 藤沢市教育委員会

#### (4) 調査内容 令和6年度の学校生活全般における教職員等による体罰の状況等

##### A) 教職員向け調査

(ア) 調査実施期間 令和7年1月15日(水)～令和7年1月29日(水)

(イ) 調査対象期間 令和6年4月1日(月)～令和7年1月29日(水)

(ウ) 調査対象 全市立小・中・特別支援学校の校長・教頭・総括教諭・教諭・総括養護教諭・養護教諭・栄養教諭・臨時的任用職員・非常勤講師・外部指導者(部活動指導者、教員補助者等) 2,167人

(エ) 調査方法 教職員等は、教職員用解答用紙に記名の上で校長に提出

##### B) 児童生徒及び保護者向け調査

(ア) 調査実施期間 令和7年1月31日(金)～令和7年2月17日(月)

(イ) 調査対象期間 令和6年4月1日(月)～令和7年2月17日(月)

(ウ) 調査対象 全市立小・中・特別支援学校児童生徒及び保護者

(在籍数 R7.1.4 現在)

小学校	1年	2年	3年	4年	5年	6年	計
	3,677	3,818	3,870	3,855	3,859	3,892	22,971
中学校	1年	2年	3年	—	—	—	—
	3,554	3,526	3,619				10,699
特別支援学校	小学部	中学部	高等部				
	90	34	36				160
合計	—	—	—	—	—	—	33,830

※以後、調査集計の特別支援学校小学部は小学校、中学部・高等部は中学校に含んで集計した。

## (エ) 調査方法及び内容

学校を通して、保護者向け説明資料等（資料1）を配付。児童生徒及び保護者は、学校名、学年を原則として記入（無記名回答は可）し、パソコン・スマートフォン等から専用のURL又は二次元コードを使い回答するか、学校等に設置された調査用紙（資料2）を教育指導課に郵送する。

## (5) 回答数

### A) 教職員向け調査

(単位：件)

校種	令和6年度	令和5年度
小学校	2	1
中学校	2	3
合計	4	4

### B) 児童生徒及び保護者向け調査

(単位：通)

校種	令和6年度		令和5年度	
	回答数(通)	記載あり	回答数(通)	記載あり
小学校	280	31	376	32
中学校	72	8	84	16
合計	352	39	460	48

「記載あり」のうち、学校調査依頼件数、および情報提供 (単位：件)

校種	令和6年度		令和5年度	
	調査依頼(件)	情報提供	調査依頼(件)	情報提供
小学校	23	4	15	17
中学校	6	1	9	4
合計	29	5	24	21

\*同一教員の複数件数は1件としてカウントした。

\*1通に対して複数の教職員名がある場合や学校への訴え・意見等が混在している場合は、その内容分、件数をカウントした。

\*「対象教職員の特定が難しいもの」「学校への訴え・意見等」は情報提供のみとした。

## (6) 詳細調査方法

校長による該当教職員又は児童生徒への事実の確認と、教育委員会による保護者への聞き取り

## (7) 体罰に関する考え方

<懲戒と体罰の区別について>文部科学省 平成25年3月の通知

「実際に行った懲戒の行為が、体罰かどうか判断するに当たっては、当該児童・生徒の年齢、健康、心身の発達状況、当該行為が行われた場所及び時間的環境、懲戒の態様等の諸条件を総合的に考え、個々の事案ごとに判断する必要

がある。この際、単に、懲戒行為をした教員等や、懲戒行為を受けた児童生徒・保護者の主観のみより判断するのではなく、諸条件を客観的に考慮して判断すべきである。」

## 2 調査結果について

調査の結果、県教育委員会に体罰として報告する事案が3件ありました。

その他、体罰には当たらないものの、暴言や高圧的な指導、不必要な身体接触等、不適切な指導の事案があり、以下のとおり対応しました。

### (1) 教職員向け調査後の対応

(単位：件)

	令和6年度			令和5年度		
	小学校	中学校	計	小学校	中学校	計
市教育委員会による指導※	1	1	2	1	2	3
校長による継続的な指導	1	1	2	0	1	1
合計	2	2	4	1	3	4
事実不明・事実なし	0	0	0	0	0	0

※令和6年度は、県教育委員会に体罰として報告する事案が2件ありました。

### (2) 児童生徒及び保護者向け調査についての調査後の対応

(単位：件)

- ①体罰（身体に対する侵害・肉体的苦痛を与えるもの）
- ②不適切な指導（暴言・威圧的態度・不必要な身体接触・無視や嫌がらせなど）
- ③配慮に欠ける指導（訴えと相違があるが、配慮に欠けた指導と認められるもの）

	令和6年度									
	小学校			中学校			小・中合計			総計
	①	②	③	①	②	③	①計	②計	③計	①+②+③
市教育委員会による指導※	0	0	0	1	0	0	1	0	0	1
校長による継続的な指導	0	11	7	0	2	1	0	13	8	21
合計	0	11	7	1	2	1	1	13	8	22
事実不明・事実なし	1	4	0	0	2	0	1	6	0	7

※令和6年度は、県教育委員会に体罰として報告する事案が1件ありました。

	令和5年度						
	小学校		中学校		小・中合計		総計
	①	②	①	②	①計	②計	①+②
市教育委員会による指導	0	0	0	0	0	0	0
校長による継続的な指導	1	7	1	8	2	15	17
合 計	1	7	1	8	2	15	17
事実不明・事実なし	3	4	0	0	3	4	7

※両表中の

「事実不明・事実なし」は、当該教職員に聞き取ったが不明、第三者からの記載で当事者に確認したが誤解であった事案、記載者が匿名のためそれ以上の調査が不可能であった事案など。

### 3 保護者からの主な意見

- ・ 先生の言動に問題があると感じることがあります。言葉の暴力は、言われた子どもにとってもそれを聞かされているクラスの子どもたちにとっても悪い影響があると感じます。
- ・ 精神的体罰も同様に、軽視されることなく意識改革が必要であると思います。
- ・ 体罰、暴力、威嚇、脅しによらない、発達特性のある生徒への指導方法を学ぶ機会を作ってほしい。
- ・ 日常的に不適切な指導があれば学校に言います。改めてこのような調査をする必要があるのでしょうか。よほど体罰が横行しているのだろうかという気持ちになりました。
- ・ 体罰やいじめの調査は、学校との連携を強くするために、定期的の実態把握して欲しいです。

### 4 考察

令和6年度は、教職員向け調査では、体罰は2件（小：1件、中：1件）、不適切な指導は2件（小：1件、中：1件）認められました。

児童生徒及び保護者向け調査では、調査を依頼した件数は、小学校は増加（R5:15件→R6:23件）しましたが、中学校は減少（R5:9件→R6:6件）となりました。体罰に至らないものの依然として児童生徒を傷つける言動や威圧的な指導等の不適切な指導が小・中学校共に認められます。また、児童生徒個々の特性やおかれた状況等の理解に至らず、感情的に不適切な言葉を発し、高圧的な指導となったものも見受けられました。

保護者の意見にも、そうした教職員の言動や態度、児童生徒への注意や指導の仕方等について指摘を受けています。

このことは不適切な指導に対する教職員の認識の甘さがあり、今後も人権感覚を磨き、良識ある社会人としての資質を矜持する教職員への意識改革に向けた継続的な取組が必要です。

児童生徒指導は、児童生徒が、社会の中で自分らしく生きることができる存在へと、自発的・主体的に成長や発達する過程を支える教育活動です。指導に当たっては、自らの言動が児童生徒の人権を侵害することのないよう常に意識をする必要があります。一時的な感情で行動するのではなく、児童生徒は成長の途上にあるため失敗したり悩んだりしながら成長することを意識し、冷静に指導することが大切です。

児童生徒が、その指導を自分事として受け止め、理解することができるのは、指導した教職員との間に信頼関係がある時です。教職員は、児童生徒一人ひとりに細やかに目を配るとともに、人権を尊重する意識をもって向き合い、児童生徒理解に努めることが重要となります。

今後も教育委員会と学校が連携して体罰や不適切な指導等の根絶に向けた啓発を図る必要があります。今年度も、体罰や不適切な指導について教職員自身が自覚できるよう各種研修会や担当者会、事故防止会議、職員会議等を活用して意識づけを行い、校内において児童生徒の人権に配慮し指導を行っていくような啓発をしていきます。

中学校では依然として部活動指導における不適切な指導があり、今後指導の在り方への改善が必要と思われまふ。

今後も学校は、体罰や不適切な指導等の根絶に向けた教職員の意識改革、及び指導方法に視点をあてた研修等、継続的な取組を行うことで、児童生徒の人権を大切にすゝ信頼された学校を構築することが必要です。

## 5 今後の取組

教職員一人ひとりが教育現場から体罰や不適切な指導を一掃し、ゼロにしていくという意識を当たり前につつよう、令和4年3月に改定した「藤沢市教職員人材育成基本方針」を基に、管理職研修をはじめ、経験者研修や各担当者会、指導主事による学校訪問及び各学校におけるOJT※や事故防止会議等あらゆる機会を通じ、人権感覚を磨く実践的な取組を具体的に推進していきます。そして、保護者や地域からの信頼を得るために、引き続き体罰を許さない環境づくりに努め、安全・安心な学校づくりを目指していきます。

※OJTとは「On the Job Training」の略で、実際の仕事を通じて行う人材育成（能力開発）。職場内の日常の仕事を通して、必要な知識・技能・仕事への取組等を教育すること。

### (1) 体罰や不適切な指導を認めない学校の環境づくり

校長のリーダーシップのもと、「体罰や不適切な指導は許さない、絶対にしない」という体罰根絶に向けて、教職員が常に学び合い、授業や部活動等における指導についての悩みを語り合い、適切な指導について協議をするなど、一人ひとりが主体的に取組み、指導力を向上させるためのOJTの充実を図ります。

また、様々な特性のある児童生徒に対する理解や多様な背景をもつ児童生徒の指導の在り方など、適切な支援や指導の方法について組織として指導方針や

指導内容を明確にして対応すること等、指導体制を確立し、体罰や不適切な指導を認めない学校環境づくりを推進します。

## **(2) 教職員の指導力を向上させる教育委員会による研修や担当者会の充実**

教師が自身の教育活動を振り返られるよう、各年次経験者研修や各種担当者会等において、人権について学ぶ機会を設け人権感覚を磨き、文部科学省の「生徒指導提要」、県の「体罰防止ガイドライン」及び「児童・生徒指導ハンドブック（小・中学校版）」等の資料を活用し、体罰についての法的知識、体罰が起きる背景等の知識を深めるとともに、児童生徒指導の意義や方法、支援教育の視点に基づく指導方法や教職員の意識改革に努めていきます。

また、教育文化センターによる新規臨時的任用職員、学務保健課による臨時的任用職員や非常勤講師対象による研修において、体罰や不適切な指導は絶対許されないということを学ぶ研修を実施します。

## **(3) 部活動指導における体罰及び不適切な指導の根絶への取組**

体罰や不適切な指導が発生している現状を教職員に自分事として受け止めさせ、強い危機感を持ち、部活動指導における体罰及び不適切な指導の根絶に向け、顧問を主とした教職員の意識向上を図るため、県の「体罰防止ガイドライン、(別冊) 校内研修ツール（平成25年7月）」及び「部活動指導ハンドブック（令和2年5月）」、さらに藤沢市教育委員会が2019年3月に策定した「藤沢市の部活動の在り方に関する方針」の中の『2 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組みの項、(1) 適切な指導の実施』を基に、生徒の人権を尊重した部活動指導等を学習させ、生徒の人権に配慮した適切な指導を行うことを徹底させていきます。

また、部活動の市中体連や各専門部会と連携して、「一人ひとりを認め尊重する指導」についての講話や研修を実施していきます。

2025年(令和7年)1月31日

児童・生徒および保護者の皆様へ

藤沢市教育委員会

## 令和6年度 学校生活全般における体罰の実態把握に関する調査のお願い

本市教育委員会では、学校における体罰の実態を把握し、体罰の根絶に向けた取組を進めるため、神奈川県教育委員会の依頼により、本調査を実施します。調査の実施について、ご理解、ご協力をお願いいたします。

児童生徒のみなさんは、体罰を受けたり、見たことがある場合には、次の回答方法により、回答してください。お子様本人で入力することが難しい場合には、保護者の方と一緒に回答してもかまいません。また、保護者の皆様も、体罰について市教育委員会に伝えたいことがありましたら、同様の回答方法でご意見をお寄せください。

回答内容や回答された個人情報については、調査の目的以外では利用しません。なお、適切な対応を講ずるために学校の管理職と情報を共有させていただきます。

また、実際にあった体罰にしっかりと対応するため、お話をお聞きするなど、ご協力をお願いすることがあります。

### 【回答方法】

令和6年4月1日からこれまでの学校生活での出来事について、パソコン、スマートフォンなどのインターネットに接続可能な機器から、次に記載したURL又は二次元コードを使って回答することができます。(教育委員会への直通となっております。)

また、学校には、「回答用紙」付きの返信用封筒を【 】に設置しております。それを使って郵送で回答することもできますが、どちらか一つの方法で回答してください。

回答期限は、令和7年2月17日(月)までとなります。期日を過ぎた事案は、教育指導課までご相談ください。

○直接リンク URL又は二次元コード

(受付期間 1月31日(金)～2月17日(月)午前9時まで)

<https://forms.gle/ZPwLm5DKoXszhwsI9>



体罰を受けたり、見たりしたことがない場合は、回答する必要はありません。

現在、体罰を受け困っている皆さんは、ひとりで悩まず保護者の方に相談をしましょう。保護者の皆様は、ぜひ学校の管理職の先生にご相談ください。

(裏面に続く)

※ どのような行為を「体罰」とするかについては、文部科学省から次のように示されています。  
「学校教育法第11条に規定する児童生徒の懲戒・体罰等に関する参考事例」抜粋

(1) 体罰（通常、体罰と判断されると考えられる行為）

○ 身体に対する侵害を内容とするもの

- ・ 体育の授業中、危険な行為をした児童の背中を足で踏みつける。
- ・ 帰りの会で足をぶらぶらさせて座り、前の席の児童に足を当てた児童を、突き飛ばして転倒させる。
- ・ 立ち歩きの多い生徒を叱ったが聞かず、席につかないため、頬をつねって席につかせる。
- ・ 生徒指導に応じず、下校しようとしている生徒の腕を引いたところ、生徒が腕を振り払ったため、当該生徒の頭を平手で叩く。
- ・ 給食の時間、ふざけていた生徒に対し、口頭で注意したが聞かなかつたため、持っていたボールペンを投げつけ、生徒に当てる。
- ・ 部活動顧問の指示に従わず、ユニフォームの片づけが不十分であったため、当該生徒の頬を殴打する。

○ 被罰者に肉体的苦痛を与えるようなもの

- ・ 放課後に児童を教室に残留させ、児童がトイレに行きたいと訴えたが、一切、室外に出ることを許さない。
- ・ 別室指導のため、給食の時間を含めて生徒を長く別室に留め置き、一切室外に出ることを許さない。
- ・ 宿題を忘れた児童に対して、教室の後方で正座で授業を受けるよう言い、児童が苦痛を訴えたが、そのままの姿勢を保持させた。

(2) 認められる懲戒（通常、懲戒権の範囲内と判断されると考えられる行為）（ただし肉体的苦痛を伴わないものに限る。）

- ・ 放課後等に教室に残留させる。
- ・ 授業中、教室内に起立させる。
- ・ 学習課題や清掃活動を課す。
- ・ 学校当番を多く割り当てる。
- ・ 立ち歩きの多い児童生徒を叱って席につかせる。
- ・ 練習に遅刻した生徒を試合に出さずに見学させる。

(3) 正当な行為（通常、正当防衛、正当行為と判断されると考えられる行為）

○ 児童生徒から教員等に対する暴力行為に対して、教員等が防衛のためにやむを得ずした有形力の行使

- ・ 児童が教員の指導に反抗して教員の足を蹴ったため、児童の背後に回り体をきつく押さえる。

○ 他の児童生徒に被害を及ぼすような暴力行為に対して、これを制止したり、目前の危険を回避するためにやむを得ずした有形力の行使

- ・ 休み時間に廊下で、他の児童を押さえつけて殴るという行為に及んだ児童がいたため、この児童の両肩をつかんで引き離す。
- ・ 試合中に相手のチームの選手とトラブルになり、殴りかかろうとする生徒を、押さえつけて制止させる。

■ 問い合わせ先 保護者等の相談も受け付けています。

◇ 藤沢市教育委員会 教育指導課 連絡先 (0466) 50-3559 (直通)

〒251-8601 藤沢市朝日町1-1

この部分にのりをつけ、用紙の一番下を☆印にあわせ三つ折りにして封筒にしてください。

回答用紙

令和6年度学校生活全般における体罰の実態把握に関する調査

見本

藤沢市立 学校 年 組 氏名 ( )

※学校名と学年は必ず記入してください 名前は書かなくてもかまいません

1. 体罰を受けたことがある

(1) 体罰を受けたのはいつごろですか 令和 年 月 日ごろ <small>(はっきりしない場合は、およそでかまいません)</small>	(2) 教職員はだれですか <small>きょうしよくいん</small>	(3) 記入したのはだれですか 本人 保護者 その他 <small>ほんにん ほごしゃ た</small> 該当するところを○で囲んでください
(4) 何をしているときですか <small>なに</small>	(5) 場所はどこでしたか <small>ばしょ</small>	
(6) どんなことをされましたか		
(7) どこがどのようにいたくなりましたか		

2. 体罰を受けているのを見たことがある

(1) 体罰を受けていたのはいつごろですか 令和 年 月 日ごろ <small>(はっきりしない場合はおよそでかまいません)</small>	(2) 教職員はだれですか <small>きょうしよくいん</small>	(3) 記入したのはだれですか 本人 保護者 その他 <small>ほんにん ほごしゃ た</small> 該当するところを○で囲んでください
(4) 何をしているときですか <small>なに</small>	(5) 場所はどこでしたか <small>ばしょ</small>	
(6) どんなことをされていましたか		
(7) だれが体罰を受けていましたか <small>たいぼつ う</small>		

3. 体罰について、教育委員会に伝えたいことがありましたら、記入してください

--

※教育委員会からすぐに連絡がほしい場合には、連絡先をご記入ください ( )

この内容を学校に相談したことはありますか ある ・ ない *どちらかを○で囲んでください <small>ないよう がっこう そうだん</small>	ある方は誰に相談されましたか <small>かた だれ そうだん</small>
--	---

記載事項がない方は、提出の必要はありません

のりづけ

☆たにおり

のりづけ

たにおり

のりづけ

☆たにおり

のりづけ

たにおり

令和7年1月15日

教職員のみなさんへ

神奈川県教育委員会

### 令和6年度 学校生活全般における体罰の実態把握に関する調査について

この調査は、公立学校における教職員などによる体罰の防止に向けた取組みを進めることを目的に実施します。学校における体罰を根絶するために、実態を明らかにし、再発防止に資するという趣旨を理解の上、協力をお願いします。

本調査用紙は、令和7年1月 日 ( ) までに、校長に直接提出してください。

氏 名 \_\_\_\_\_

- 1 あなたは、今年度（令和6年4月から現在まで）、学校生活全般において、児童・生徒に対して体罰、あるいは児童・生徒から体罰ではないかと受け止められる行為をしたことがありますか。ただし、既に体罰による懲戒処分等を教育委員会から受けているものは除きます。

( はい ・ いいえ ) →→→ 「はい」の場合は2へ

- 2 「はい」と答えた場合は、どのような行為であったかを、次の表の項目に沿って具体的に記入してください。

複数回ある場合はその全てを記入してください。

いつ	
どこで	
誰に	
どのような行為を行った	

(裏面に続く)

3 あなたは、今年度（令和6年4月から現在まで）、学校生活全般において、自分以外の教職員等による、児童・生徒に対しての体罰、あるいは児童・生徒から体罰ではないかと受け止められる行為を見たことがありますか。

（ はい ・ いいえ ） →→→ 「はい」の場合は4へ

4 「はい」と答えた場合は、どのような行為であったかを、次の表の項目に沿って具体的に記入してください。

複数回ある場合はその全てを記入してください。

いつ	
どこで	
誰が	
誰に	
どのような行為を行った	

教育指導課長

\_\_\_\_\_ 学校  
校長 \_\_\_\_\_

令和6年度 学校生活全般における体罰の実態把握に関する調査報告書

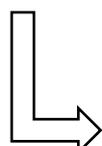
以下の通り報告します。

1 本調査を実施した職員数  人

\*調査対象職員は、別紙実施要項（抜粋）をご確認ください。

2 令和6年度職員調査において、自己申告が（  あった  なかった ）  
\*該当する方に○をつけてください。

\*あった場合のみ



自己申告があった人数	（            ） 人
自己申告があった件数	（            ） 件
うち、教育指導課に報告していない件数	（            ） 件

3 令和6年度職員調査において、第3者の申告が（  あった  なかった ）  
\*該当する方に○をつけてください。

\*あった場合のみ



申告した第3者の人数	（            ） 人
第3者から申告があった件数	（            ） 件
うち、教育指導課に報告していない件数	（            ） 件

**【重要】** 報告していないものが判明した場合、本調査報告書の提出と合わせて速やかに学校担当指導主事までご連絡いただくとともに、事故報告書（教育指導課様式F-1）を作成ください。

**【提出〆切】** 2025（令和7）年1月29日（水） 本職あて紙媒体にて提出